

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

I 入院基本料について

当院は『急性期一般入院基本料 4』、及び『地域包括ケア病棟入院料 1』の届出を行っております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7 日以内に文章によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

III DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC 対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.3701

(基礎係数 1.0451 + 機能評価係数 I 0.2355

+ 機能評価係数 II 0.0581 + 救急補正係数 0.0314)

IV 当院では、東海北陸厚生局長に左記の届出を行っております。